

株式会社ルナー

次世代育成支援対策行動計画

職員の働き方を見直し、職員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年10月1日～令和9年9月30日までの 5年間

2. 内容

目標1：計画期間中に育児休業の取得を促進する。本人にとって育児休業のメリットをチラシ、パンフレット等をもとに説明し、制度の周知を図る。

＜対策＞

- 令和4年10月～ 妊娠後、継続雇用する事に不安を持たず、安心して働いてもらう為に、育児休業取得促進を図り継続就業定着の為の制度の周知・啓発の実施を行う
- 令和4年10月～ 行政発行のチラシ・パンフレット等を使い、具体的に産前産後の出産手当金・育児休業給付金・社会保険料免除制度等メリットの説明を行う

目標2：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備を図る。

＜対策＞

- 令和4年10月～ 育児休業に関する規定の整備及び育児休業中の待遇、育児休業後の労働条件の周知を図る
- 令和4年10月～ 男性の育児休業取得を促進するための措置を図る
やまぐちイクメン応援企業として宣言し公表する

目標3：諸制度の周知を個別に時間をかけて理解できるまで説明を行う。

＜対策＞

- 令和4年10月～ 育児介護休業等に関し、じっくり時間をかけて、わかりやすい資料をもとに、給付額の概算を立て具体的に説明し理解、周知を図る。